

外資の投資促進のための通知

国務院は外国資本増大促進のための若干措置に関する通知 国発〔2017〕39号を2017年8月8日に成立させ8月16日に公布した。22項目の方針が示されましたが、各責任部門から具体的な法律等の公表が期待されます。

1 外資参入制限の更なる減少

- ①参入前の内国民待遇に加えネガティブリスト管理制度の全面实施
- ②市場参入の対外開放の範囲を拡大

2 財税支持政策の制定

- ③国外投資者による対中投資の継続的な拡大を奨励
- ④技術先進型サービス企業に対する企業所得税の優遇政策を全国に展開
- ⑤外資と国外投資の相互利用を促進
中国国内企業が条件を満たす国外所得を中国国内に還元する場合の税収支援政策を研究し公表する。
- ⑥多国籍企業が中国に投資し地域本部を設立することを奨励し各地が法律等に基づき資金面での支援を含む政策措置を公布することを支持する。
- ⑦西部地区及び東北にある古い工業地区への外資移転の促進
- ⑧重点的に資金導入するプラットフォームの基礎施設と重大プロジェクトの建設を支持する。

3 国家級開発区の総合的な投資環境の整備

- ⑨国家級開発区に対して十分な投資管理権限を付与
- ⑩国家級開発区プロジェクトに必要な用地等の保障を支持
- ⑪国家級開発区による資金導入範囲の拡大
- ⑫国家級開発区の産業配置(生産サービス型外資企業の誘致等)による能力の向上

4 人材の出入国の便宜

- ⑬外国人材の導入制度の完備
2018年に外国人の中国工作管理条例の制定、手順、規範的な標準統一した外国人来華工作許可制度の構築

- ⑭積極的な国際レベル人材の導入
2017年後半に外国人材査証実施細則を制定し外国人材評価標準を完備する。

5 ビジネス環境の最適化

- ⑮外資法律体系の完備
内資・外資に関する法律等の統一を加速させ新しい外資の基本法を制定する。
- ⑯外商投資サービス水準の向上
- ⑰国外投資者の利潤の自由な国外送金を保障
国外投資者が法に基づき取得した利潤（配当等の投資収益）は法に基づき人民元或は外貨で自由に国外送金できる
- ⑱外商投資企業管理情報の共有と業務の協同（ワンストップサービス等）の深化
- ⑲外資が参加する国内企業の優良な組織再編を奨励
手続きを簡素化、制限を緩和し企業買収による外商投資企業の設立を支持する
- ⑳外商投資企業の知的財産権の保護を完備
- ㉑研究開発環境の国際競争力の向上
- ㉒外資政策の安定性及び連続性の保持

主な責任部門	関連項目
国家発展改革委員会	① ⑱
商務部	① ④ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑱ ⑲
中国人民銀行	⑰
財政部	③ ④ ⑤ ⑦ ⑧
国家税務総局	③ ④ ⑤
税関総署	⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑱ ㉑
工商総局	⑱ ㉒
国家外貨局	⑰ ⑱
各級人民政府	⑥ ⑧ ⑩ ⑪ ⑱
公安部	⑬ ⑭
国家外專局	⑬ ⑭